

令和4年度福岡地方最低賃金審議会

第1回運営小委員会

資料目次

資料No.1	福岡地方最低賃金審議会運営小委員会規程	1
資料No.2	令和4年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領（案） 【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】	3

福岡地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、福岡地方最低賃金審議会の議決により設置された、福岡地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「小委員会」という。）の議事に関し必要な事項について定めるものである。

(審議事項)

第2条 小委員会では、会長から付託された事項並びに地域別最低賃金・産業別最低賃金の審議日程についての調整、審議方法等について細目にわたる審議を行なうものとする。

(組 織)

第3条 小委員会の委員は9名とし、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

2 小委員会には委員長を置く。

委員長は公益を代表する委員のうちから選任する。

3 委員長は会務を統括する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選任された者が委員長の職務を代行する。

5 小委員会は、委員長が必要があると認めるときは、福岡地方最低賃金審議会委員の出席を求めることができる。

6 小委員会は、委員長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の招集)

第4条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときのほか、審議会会長（以下「会長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。

2 前項の規定により会長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を遅くとも当該期日の1週間前までに、委員長に通知しなければならない。

3 委員長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、遅くとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、会長に通知するものとする。

- 4 会議は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各側委員1人以上を含む過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。

(委員の欠席)

第5条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。次項について同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第6条 委員は会議において発言しようとするときには、委員長の許可を受けるものとする。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、委員長及び委員長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見の提出)

第8条 委員長は、会議の審議結果について、会長に報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、小委員会の議決に基づいて行なう。

附 則 この規程は、令和3年3月16日から施行する。

令和4年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領（案）

【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】

1 目的

特定最低賃金の決定等の必要性に係る審議に資するため、特定最低賃金改正の申出を行った業種の関係労使それぞれの代表者から、その改正決定の必要性の有無に関する意見を直接聴取する。

2 実施日時、実施場所

日時：令和4年8月17日(水) 9時00分～11時30分

場所：福岡合同庁舎 本館8階 共用第7大会議室（予定）

福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

3 実施主体

福岡地方最低賃金審議会 運営小委員会

4 推薦手続き

(1) 推薦は8月5日（金）までとし、意見発表者は一産業労使各1名とする。

(2) 意見発表者には委員長名で依頼する。

5 意見発表・聴取要領

(1) 意見発表者は意見を別紙「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書」（任意様式で可）に記載し、8月12日（金）までに事務局へ提出する。

なお、やむを得ず当日持参する場合には、20部を用意すること。

(2) 発表に当たっては、所属組合・企業だけではなく、できるかぎり所属する産業全体の意見も説明する。

(2) 発表順は原則として、申出書提出順とする。

(3) 発表・聴取時間は1産業25分とし、内訳は意見発表労使各10分、質疑5分とする。

ア 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業

9:05～9:30 労働者側発表（質疑）、使用者側発表（質疑）

イ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

9:30～9:55 労働者側発表（質疑）、使用者側発表（質疑）

ウ 輸送用機械器具製造業

9:55～10:20 労働者側発表（質疑）、使用者側発表（質疑）

エ 百貨店、総合スーパー

10:20～10:45 労働者側発表（質疑）、使用者側発表（質疑）

オ 自動車（新車）小売業

10:45～11:10 労働者側発表（質疑）、使用者側発表（質疑）

以 上

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): _____ 業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

【以下の記載分は、個人情報保護の観点から公開原則の対象外となります。任意にてご記入ください】

労働者代表

所属組合	名称		概	加盟組合数 <small>(産別連合体の場合)</small>	
	所在地	〒 —		主な業種 <small>(企業別組合の場合)</small>	
	電話番号	— —	要	所属労働者数	
	職名			参考事項	

使用者代表

所属企業	名称		概	労働者数	
	所在地	〒 —		要	業種
	電話番号	— —	参考事項		
	職名				